



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） ..... 2

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立具志川商業高等学校） ..... 3

### 訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 4
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 4
- 心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり恩納村名嘉真土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	東常雄	恩納村字名嘉真62番地
理事	仲村好榮	恩納村字名嘉真24番地
理事	新城綱徳	恩納村字名嘉真193番地 1
理事	奥間政孝	恩納村字名嘉真236番地
理事	仲嶺眞和	恩納村字名嘉真38番地
理事	仲村肇	恩納村字名嘉真68番地 1
理事	仲田豊昭	恩納村字名嘉真110番地
理事	漢那清春	恩納村字名嘉真258番地 1
理事	東恒雄	恩納村字名嘉真39番地
理事	東常正	恩納村字名嘉真61番地
理事	仲嶺眞三	恩納村字名嘉真262番地
監事	仲村好正	恩納村字名嘉真79番地

監事	宮城辰吉	恩納村字名嘉真115番地
----	------	--------------

任期 平成23年10月21日から平成27年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	東常雄	恩納村字名嘉真62番地
理事	仲村好榮	恩納村字名嘉真24番地
理事	新城綱徳	恩納村字名嘉真193番地 1
理事	奥間政慎	恩納村字名嘉真126番地
理事	仲嶺眞栄	恩納村字名嘉真38番地
理事	仲村致英	恩納村字名嘉真68番地
理事	仲田豊昭	恩納村字名嘉真110番地
理事	漢那清春	恩納村字名嘉真258番地 1
理事	東恒雄	恩納村字名嘉真39番地
理事	宮城辰喜	恩納村字名嘉真206番地
理事	仲嶺眞三	恩納村字名嘉真262番地
監事	仲村好正	恩納村字名嘉真79番地
監事	宮城辰吉	恩納村字名嘉真115番地

**沖縄県告示第560号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成23年11月29日から同年12月19日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び渡名喜村役場において縦覧に供する。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 出願書受理年月日 平成23年10月25日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

(2) 埋立区域

ア 位置 島尻郡渡名喜村西1917番8及び1917番17の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑬の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西1917番17及び1917番8との境界線並びに①の地点と⑬の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西1917番8との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（東20）ワッチャー（北緯26度21分53秒1715、東経127度08分33秒1935）から345度10分09秒811.11メートルの地点

②の地点 ①の地点から189度18分16秒3.04メートルの地点

③の地点 ②の地点から278度49分50秒25.74メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から09度08分49秒26.53メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から99度08分58秒15.05メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から09度08分44秒120.32メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から99度08分31秒5.09メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から189度09分20秒16.43メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から188度57分02秒107.39メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から277度50分51秒0.66メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から189度35分46秒1.62メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から280度11分26秒14.18メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から188度55分23秒18.62メートルの地点

ウ 面積 914.53平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置 島尻郡渡名喜村西1917番6、1917番8、1917番9、1917番14及び1917番17の地内並びに同村西1917番6、1917番8、1917番9、1917番14及び1917番17の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（東20）ワッチャー（北緯26度21分53秒1715、東経127度08分33秒1935）から342度31分29秒817.42メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から09度08分46秒45.00メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から99度08分43秒15.00メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から09度08分44秒120.00メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から99度08分49秒33.00メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から189度08分45秒165.00メートルの地点

ウ 面積 6,120.04平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月17日 沖縄県指令土第973号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城前田原379番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原625番地ネクスコートかりゆし201号 久保田星史
- 5 検査済証番号 平成23年11月18日 第2939号
- 6 工事完了年月日 平成23年10月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年11月29日

沖縄県立具志川商業高等学校長 大嶺雅紀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算組織 3式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立具志川商業高等学校 沖縄県うるま市みどり町六丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日 平成23年11月 7日  
4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシー・シー 沖縄県浦添市沢崎二丁目17番1号  
5 落札金額 48,090,000円  
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
7 入札の公告を行った日 平成23年9月27日

---

## 訓 令

---

**沖縄県訓令第122号**

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**告示・公告定型の一部を改正する訓令**

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

定型農計25行為の根拠中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改め、同定型告示の根拠中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改め、同定型告示文中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改める。

定型農計26行為の根拠及び告示の根拠中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改め、同定型告示文中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改める。

定型農計27行為の根拠及び告示の根拠中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改め、同定型告示文中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改める。

定型農計28行為の根拠及び告示の根拠中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改め、同定型告示文中「土地改良法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成23年11月30日から施行する。

---

**沖縄県訓令第123号**

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令**

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3 知事公室の表防災危機管理課の項部長等専決事項の欄第4号中「第24条第2項」を「第42条第2項」に、「災害防御」を「災害の防御」に改め、同欄第5号中「第24条の2」を「第43条」に、「災害防御」を「同法第42条第2項の規定による協定の実施その他災害の防御」に改め、同表環境生活部の表環境政策課の項知事決裁事項の欄第1号中「第17条第3項」を「第17条」に、「作成し、環境大臣に協議すること」と「作成すること」に改め、同欄第2号を次のように改める。

2 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項又は第2項の規定に基づき、公害防止対策事業計画を策定し、又は変更することについて環境大臣に協議すること。

別表第3 環境生活部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄第1号中「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「公園計画」を「国定公園に関する公園計画」に改め、同欄第2号を削り、同欄第3号中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同号を同欄第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 自然公園法第9条第2項の規定に基づき、国定公園事業を決定すること。

別表第3 環境生活部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄第4号中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改め、「国定公園」の次に「の区域」を加え、同欄第5号中「第14条第1項」を「第21条第1項」に改め、「国定公園」の次に「の区域」を加え、同欄第6号を削り、同欄第7号中「第24条第1項」を「第22条第1項」に改め、「国定公園」の次に「の区域」を加え、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号を同欄第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 自然公園法第23条第1項の規定に基づき、国定公園の区域内に利用調整地区を指定すること。

別表第3 環境生活部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄第8号中「第29条第1項」を「第36条第1項」に改め、「国定公園」の次に「の区域」を加え、同欄第9号中「第37条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項統括監専決事項の欄第1号中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「同意を得ること」を「協議すること」に改め、同欄第2号中「第10条第2項及び第3項」を「第16条第2項又は第3項」に、「同意し」を「協議を受け」に改め、同欄第3号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同欄第4号中「第13条第5項」を「第20条第5項」に、「協議し、同意を得ること」を「協議すること」に改め、同欄第5号中「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同欄第6号中「第14条第5項」を「第21条第5項」に、「協議し、同意を得ること」を「協議すること」に改め、同欄第7号及び第8号を削り、同欄第9号中「第24条第3項」を「第22条第3項」に、「海中公園地区内」を「海域公園地区内」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第10号中「第24条第5項」を「第22条第5項」に、「協議し、同意を得ること」を「協議すること」に改め、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

9 自然公園法第25条第1項の規定に基づき、指定認定機関を指定すること。

10 自然公園法第27条第4項の規定に基づき、許可すること。

別表第3 環境生活部の表自然保護課の項統括監専決事項の欄第11号中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同欄第12号中「第31条第1項」を「第43条第1項」に改め、「国定公園」の次に「の区域」を加え、同欄第13号中「第31条第4項」を「第43条第4項」に改め、同欄第14号中「第31条第5項」を「第43条第5項」に改め、同欄第15号中「第55条第4項」を「第67条第4項」に改め、同欄第16号中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同欄第17号中「第56条第2項」を「第68条第2項」に、「協議し、同意を得ること」を「協議すること」に改め、同欄第18号中「第56条第4項」を「第68条第4項」に改め、同表福祉保健部の表福祉・援護課の項統括監専決事項の欄第4号中「同意する」を「ついて協議を受ける」に改め、同表福祉保健部の表障害保健福祉課の項統括監専決事項の欄中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林水産部の表畜産課の項部長等専決事項の欄第1号中「第2条の3第1項及び第3項又は第4項」を「第2条の3第4項又は第5項」に、「県酪農・肉用牛生産近代化計画」を「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」に改め、同項統括監専決事項の欄第1号中「第2条の4第1項又は同条第3項」を「第2条の4第4項」に、「第2条の3第3項から第5項まで」を「第2条の3第4項から第6項まで」に、「市町村酪農・肉用牛生産近代化計画」を「生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標」に改め、「市町村長との」を削り、「すること」を「受けること」に改め、同表商工労働部の表労政能力開発課の項統括監専決事項の欄第1号中

「第7条第3項」を「第7条第5項において準用する同法第6条」に改め、同表土木建築部の表道路管理課の項統括監専決事項の欄中第2号を削り、第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げる、同欄第5号中「第48条の7」を「第48条の13」に改め、同号を第6号とし、同欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

2 道路法第17条第3項の規定に基づき、町村の区域内に存する県道の管理について、協議を受け、同意すること。

3 道路法第17条第4項の規定に基づき、歩道の新設等を県に代わって行うことについて、協議を受け、同意すること。

別表第3土木建築部の表空港課の項統括監専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

#### 附 則

この訓令は、平成23年11月30日から施行する。ただし、別表第3知事公室の表防災危機管理課の項部長等専決事項の欄第4号及び第5号の改正規定、別表第3環境生活部の表環境政策課の項知事決裁事項の欄第1号及び第2号の改正規定、同表環境生活部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄第1号の改正規定、同欄第2号を削り、同欄第3号を改め、同号を同欄第2号とし、同号の次に1号を加える改正規定、同欄第4号及び第5号を改め、同欄第6号を削り、同欄第7号を改め、同号を同欄第6号とし、同号の次に1号を加える改正規定並びに同欄第8号及び第9号の改正規定、別表第3福祉保健部の表福祉・援護課の項統括監専決事項の欄第4号の改正規定及び同表福祉保健部の表障害保健福祉課の項統括監専決事項の欄第15号を削り、同欄第16号を同欄第15号とし、同欄第17号から同欄第29号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、別表第3農林水産部の表畜産課の項部長等専決事項の欄第1号の改正規定及び同項統括監専決事項の欄第1号の改正規定並びに別表第3商工労働部の表労政能力開発課の項統括監専決事項の欄第1号の改正規定は、平成23年11月29日から施行する。

#### 沖縄県訓令第124号

知 事 部 局

心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年11月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

心理療法嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中央児童相談所」という。」の次に「、沖縄県コザ児童相談所（以下「コザ児童相談所」という。）」を、「行うため、中央児童相談所」の次に「、コザ児童相談所」を加える。

第3条中「中央児童相談所の長」の次に「、コザ児童相談所の長」を加え、同条第1号中「中央児童相談所」の次に「、コザ児童相談所」を加える。

第6条第1項中「中央児童相談所」の次に「、コザ児童相談所」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
--	--